

同等品を選定する場合の手続について

入札仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物(以下「同等品」という。)を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続により所属長宛に業務担当課(契約検査課ではありません)へ同等品の認定申請を行ってください。(仕様書記載の期限厳守)

認定を受けていない同等品によって落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんので、必ず認定申請してください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が基準品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品認定の方法

同等品により入札参加を希望する者は、入札仕様書に示す提出期限までに、次の書類を業務担当課(契約検査課ではありません)へ、持込または郵送(必着)で提出してください。

- (1) 同等品認定申請書兼認定通知書(別紙)
- (2) 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料(コピー可)

3 同等品可否決定の通知

提出期限までに提出された「同等品認定申請書兼認定通知書」については、同書の「認定」欄に、認定の場合は「認定」を、不認定の場合は「否」を記入して返送(FAX)します。

なお、審査結果が届かない場合は、業務担当課に確認してください。